

海洋ごみの処理推進を求める意見書

昨年、全国各地を襲った台風や局地的な豪雨は、甚大な被害をもたらした。中でも、氾濫した河川から流出した流木は、漁業被害をもたらし、海岸に漂着した大量の流木の処理には、長期間を要する事態が発生した。

以前は、海岸保全区域外での漂着物対策に「地域グリーンニューディール基金」を利用できたが、現在は「海岸漂着物等地域対策推進事業」だけで、災害対応を想定したものとはなっていない。

また、海洋ごみは災害関連のものだけではない。2015年のG7エルマウ・サミットにおいて、プラスチックごみによる海洋汚染が取り上げられ、海洋ごみ対策は世界的課題として初めて認識された。2016年のG7伊勢志摩サミットにおいても、海洋ごみの発生抑制及び削減に向けて対処することが確認されている。

海洋ごみは、市町村において自ら発生抑制対策を行ったとしても問題解決につながらない状況にある。また、海洋ごみの処理は河川管理者に任せられているが、これらに対する発生源対策も重要な課題である。

よって、政府におかれては、海洋ごみの処理の推進と発生抑制および削減に向けて、下記の事項に取り組むよう強く求める。

記

- 1、海洋ごみの主要な発生源となっている河川については、国管理河川以外の河川管理者の厳しい財政状況を考慮して、国による新たな発生源対策を進めること。
- 2、地域グリーンニューディール基金と同様の自治体が機動的に活用できる海洋ごみ対策を進めること。
- 3、海洋プラスチックごみについては、国際社会と連携してその発生抑制及び削減に努めるとともに、マイクロプラスチックを含む海洋ごみの量・分布等の実態を把握するための調査をさらに推進し、国民生活への影響を回避するための研究を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成29年3月22日

静岡県焼津市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
環境大臣

様